

十勝環境複合事務組合運営に関する条例

昭和59年4月1日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）の組織及び職員に関する事項、その他運営について定めるものとする。

(議会の定例会の回数)

第2条 組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

(公平委員会)

第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、十勝環境複合事務組合公平委員会を設置する。

(組合議会の議員報酬の額及び費用弁償並びにその支給方法)

第4条 組合議会の議員報酬の額は、次のとおりとする。ただし、年度の途中において、その職についてたとき、又は任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときの議員報酬の額は、その当月分を含めた月割により計算した額とする。

(1) 議長 年額 27,000円

(2) 副議長 年額 22,000円

(3) 議員 年額 18,000円

2 議員報酬は、毎年3月に支給する。ただし、特に必要があると認められたときは、これを変更することができる。

3 組合議会の議員の費用弁償については、帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第22号）を準用する。この場合において、議会議員が議会の会議若しくは委員会の招集に応じ、又はそれらの会議に出席したときは、費用弁償として帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第7号）に規定する鉄道賃又は車賃（4キロメートル以内の場合を除く。）及び宿泊料（宿泊を要した場合に限る。）を支給する。

(監査委員等の報酬の額及び費用弁償並びにその支給方法)

第5条 監査委員及び公平委員会委員の報酬の額は、次のとおりとする。ただし、年度の途中において、その職についてたとき、又は任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときの報酬の額は、その当月分を含めた月割により計算した額とする。

(1) 監査委員 年額 18,000円

(2) 公平委員会委員長 年額 18,000円

(3) 公平委員会委員 年額 16,000円

2 報酬は、毎年3月に支給する。ただし、特に必要があると認められたときは、これを

変更することができる。

- 3 監査委員及び公平委員会委員の費用弁償については、帯広市報酬及び費用弁償条例（昭和28年条例第18号）を準用する。

（定数及び組織）

第6条 組合の職員の定数は、19人とする。

- 2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とすることができる。

- (1) 休職者
- (2) 兼務者
- (3) 派遣職員
- (4) 育児休業者

- 3 第1項の定数に欠員のない場合において、次条第1項の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第34号）第5条第4項の規定により復職を命じられた者、地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者が、それぞれ復職したときは、定数の欠員が生ずるまで、これを定数内の職員とみなす。

- 4 組合の組織は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
- (2) 中島処理場
- (3) くりりんセンター
- (4) 十勝川浄化センター

（準用規定）

第7条 組合の休日、公告式及び財務並びに職員の給与その他の給付、勤務時間、分限懲戒、服務その他必要な事項については、帯広市の次の条例を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」、「副市長」とあるのは「副組合長」と読み替えるものとする。

- (1) 帯広市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）
- (2) 帯広市公告式条例（昭和25年条例第26号）
- (3) 帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）
- (4) 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和44年条例第6号）
- (5) 帯広市職員等の旅費に関する条例
- (6) 帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第1号）
- (7) 議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和31年条例第23号）
- (8) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年条例第5号）
- (9) 帯広市職員サービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第2号）
- (10) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第3号）
- (11) 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例

- (12) 帯広市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第37号）
- (13) 帯広市職員等賞慰金支給条例（昭和50年条例第1号）
- (14) 職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号）
- (15) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第30号）
- (16) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例（昭和23年条例第20号）
- (17) 帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第18号）
- (18) 帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第17号）
- (19) 帯広市行政財産使用料条例（昭和45年条例第12号）
- (20) 帯広市税外公法上の収入条例（昭和45年条例第11号）

2 前項に定めるもののほか、必要な事項については、帯広市の例による。
（委任規定）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和59年4月1日）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

ただし、この条例による改正後の帯広市ほか七町村複合事務組合運営に関する条例第6条の規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月2日）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年2月26日）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年5月29日）

この条例は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成3年3月7日）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月25日）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月25日）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月27日）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月26日）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第2項中「くりりんセンター」とあるのは、平成8年4月1日から同年9月

30日までの間においては、「くりりんセンター開設準備室」とする。

附 則 (平成8年4月30日)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月26日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月4日)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月7日)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月27日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月27日)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第19条まで及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

- 2 第10条から第19条までの規定は、平成14年3月31日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

附 則 (平成15年6月4日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年2月26日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月28日)

この条例は、平成17年11月28日から施行する。

附 則 (平成19年2月21日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月24日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月27日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。